

れいりゅうくんからのお知らせ!

制作・発行人 〒351-0025 朝霞市三原三丁目 15-12 水岡不二雄

2015年9月27日(日)第5号



2013年4月
29日撮影

見華学園小学校の先生が、ぼくを学校に来られなくしました。
ここはぼくの学校なのに、パパはぼくを持っているのに。
水岡伶龍

謹啓 だいぶ涼しくなってきました。皆さまは、小学校卒業後の道路をめざし、それぞれにお忙しい毎日と存じます。皆様のお子様の卒業が近づいても、見華学園小学校のお友達と一緒にいられるように、そして、お友達みんなの心の中で生き続け、早く学校に戻ってこられるよう、「教育上必要な保護者間の連絡」の一環として、5度目の「ニューズレター」をお送り致します。ご愛読いただき、これからも、伶龍と裁判へのご支援をどうかよろしくお願い申し上げます。

作成・発行人 伶龍君の父親 水岡不二雄

8月27日、第4回口頭弁論開廷

理事会を独裁し粗暴な学園運営続ける修道会

■ 定款では「汚れなきマリア修道会」出身理事は1名だけ…なのに3名もの修道女が理事ポスト独占!

法人見華学園がようやく、理事のリストと法人の寄附行為(定款)を裁判所に提出しました【同封別紙参照】。昨年4月、お父さんが代理人弁護士と法人見華学園の事務長に会って求めたのに、提出を拒否されたものです。定款では、「宗教法人汚れなきマリア会」(以下、修道会といいます)出身で理事になると明記されているのは、第6条第4号1行目「マリア修道会の代表役員」1名だけ。2行目は、理事が「カトリックの信者」であることを求めています。修道会以外の信徒を理事とし、より広い知見を求める規定ともいえ、3行目の「責任役員」とは、定款に定義のない職名で、意味不明です。

ところが、実際の理事会では、定款の規定を超えて、多くのポストを修道会が独占しています。また、被告田島亮一のように、被告石上の走狗となりボクを児相に遺棄した論功行賞で理事になったような人物も含まれています。

このような、理事会を仕切る修道会の独裁体制こそ、中・高を含む被告法人見華学園のガバナンスの特徴であり、問題の根源です。

■ うち続く高齢修道女による独裁の宿痾: 元校長吉村による粗暴な保護者への対応についても裁判所に証拠提出

みんなもボクも小学1年生だった時、吉村宣子という修道女が校長でした。この吉村が、13年にわたる任期中、保護者らに対し、さまざまな粗暴で差別的な対応を取ったことはご存じでしょう。ボクも、その被害に遭いました。そこで、これについても証拠を裁判所に提出しました。

周知のように、カトリック教会はローマ法王を頂点としたピラミッド型組織構造を特徴としており、上意下達徹底し、下位者は上位者に対して絶対服従することで成り立っています。保護者や生徒は、このピラミッドの一番下に位置づけられて服従させられます。

被告石上は、修道女として、理事長のときもむろん修道会に絶対服従でした。従って、被告石上がボクへの体罰を容認し、これを「指導」と強弁し、しかも体罰に抗議するお父さんに報復するため虚偽の「虐待通告」を所沢児相に繰り返した行為は、この理事会の構成からして、被告石上が、修道会の意を受けてなしたものと考えられます。吉村の粗暴な対応も、修道会の意を体したものです。連続と続く、高齢の修道女たちによる抑圧体制――ここにこそ、見華学園の宿痾の元凶があります。

■ 被告田島ら、無責任の極み: ボクの「浮動的な学籍」って、何ですか?

被告田島と石上は、ボクの見華小での学籍について、「現時点では、…浮動的な状態にあるというしかない」と答弁しました。でも、学籍というのは、有か無かのどちらか一つ。ボクの学籍は今日まで一貫して見華学園小学校にあるのです。被告田島と石上は、どうして素直に「有る」と認められないのでしょうか。

被告田島らは、児相や教育委員会などに、学籍を決定する権限があると思っているようですが、間違いです。学籍ある就学先の決定や転校の権限は、親権者であるお父さんに属しており、お父さんの意思で、ボクの学籍は見華小に置かれています。

校長になってすぐ、ボクの5年生の教室の机を撤去させた被告田島亮一。こんどはボクの学籍すらも抹消し児相相談所にポイ捨てしてしまいたいと思っているでしょう。校長以前に、教師として全く不適格です。

法人代理人は、8月の法廷で「**見華学園は児童相談所と協力関係にある**」と明言しました。今後、見華の児童・生徒から第二、第三のボクのような犠牲者が生まれても、おかしくありません。

■ ボクとお父さんが裁判所に出した書面に回答しない、被告法人と高階

去る6月11日、ボクとお父さんは、代理人弁護士を通じ、裁判所に、法廷での主張を書いた、A4 28ページに及ぶ「準備書面」を提出しました。ところが、3ヶ月半も経つのに、被告法人も、被告高階も、回答の書面を提出しないのです。やる気がないのでしょうか? 本当は、反論できないのかもしれないね。

反論できないのなら、ボクとお父さんが、書面で主張していることを、被告らがすべて認めたものと認定されなくてはなりません。

裁判は、いよいよ佳境に入ります!

■ 学校法人見華学園、前理事長石上、小学校長田島、元教諭高階に対する原状回復・損害賠償請求等訴訟 **第5回口頭弁論が**

10月26日(月)午前11時から

東京地方裁判所 第803号法廷(8階)で開かれます。

■ 口頭弁論終了後、弁護士を中心とした報告会を

10月26日(月)午前11時45分から

「虎ノ門天徳ビル」4階会議室で開催します!

虎ノ門天徳ビル: 東京都港区虎ノ門1-13-5 (第3, 4回と同じ場所です)

地下鉄銀座線「虎ノ門」駅下車徒歩3分(1階の中華料理「渝園酒家」を目印にして下さい)